

介護保険に関する送付物の送付先について、下記のとおり変更を届出ます。送付先の変更に伴う不利益が生じた場合は、全て本人及び届出人の責任とし、武蔵野市に責任を問いません。

受付者	入力者

受 付 印	
-------------	--

介護保険通知書送付先変更届の手続のご案内

1.送付先の変更手続に必要な書類について

- ① 介護保険通知書送付先変更届
- ② 届出人の本人確認書類の写し1点
運転免許証(裏面の住所変更欄含む)、マイナンバーカード、健康保険証、資格確認書、住基カードなど
※届出人が成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人の場合は、登記事項証明書の写しも添付してください。
※届出人がケアマネジャーの場合は、介護支援専門員証の写しも添付してください。
- ③ 委任状 (被保険者本人か、被保険者本人の代理権のある方による委任)
※以下の方が届け出る場合、提出の必要はありません。
本人、親族、成年後見人等(保佐人、補助人、任意後見人を含む)、ケアマネジャー

2.送付先となることができる方

変更後の送付先となることができる方は、原則、ご本人様とご親族様(民法第725条の規定による)、成年後見人等に選任されている方となります。

3.送付先を変更する上での注意事項

①	すでに発送準備の整った書類は、変更前の住所に届くことがあります。
②	送付先の宛名に被保険者本人以外の方を設定する場合は、宛名の最後に「(被保険者氏名 様分)様」と表記されます(例:被保険者が「介護 太郎」、設定する送付先宛名が「介護 花子」の場合、送付時の宛名には <u>介護 花子(介護 太郎様分)様</u> と表記されます)。表記について不都合がある場合は、担当までご相談ください。
③	不備があった場合、届出を受けることはできません。その旨のご連絡をさせていただきますので、あらためてお手続きください。
④	住民登録地以外に被保険者証等を送付することが個人情報の管理等において問題があると判断される場合には、送付先を変更できないことがあります。
⑤	次の場合、速やかに届け出てください。 ・送付先として登録していた住所が変更となったとき ・送付先の方が亡くなったとき ・本人が亡くなり、送付先の方の代理権が消滅したとき(成年後見人等) ※本人との関係が変更となったときは、その旨変更を届け出てください。 (例:成年後見人→遺言執行人) ・送付先の設定を解除したいとき
⑥	現在の送付先の方から別の送付先の方に変更する場合、必ず旧送付先の方の同意を得てください(送付先の変更により生じたトラブル等については、市では責任を負いかねます)。
⑦	この届出は介護保険関係書類のみの変更となります。各種税関係書類や、後期高齢者医療関係書類の変更を希望する場合は、担当課の別途書式にてご申請ください。

(担当・提出先)

〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28

武蔵野市健康福祉部 高齢者支援課介護保険係

電話 0422-60-1845